平成２３年（フ）第１８号
山形県鶴岡市みどり町17番15号、住民票上の住所山形県鶴岡市藤の花２丁目22番地14
債務者　深澤　寿美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１９４号
埼玉県熊谷市船木台１丁目８番地５
債務者　松山　信治
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４９号
千葉県東金市宿1476番地４
債務者　佐藤　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５０号
千葉県東金市宿1476番地４
債務者　佐藤　由起
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６１号
千葉県銚子市上野町225番地の８　グリーンハイツＤ号、住民票上の住所千葉県銚子市上野町225番地の８　グリーンハイツＢ号
債務者　山本啓四郎
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１６６号
新潟市中央区米山６丁目５番１号　コーポラス米山103号、前住所新潟市南区犬帰新田777番地６
債務者　萱森　則雄
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０号
新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新田甲99番地
債務者　中野　幹夫
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２８号
北海道美唄市東明５条２丁目１番13号
債務者　硯　　政則
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第３５号
北海道岩見沢市鳩が丘２丁目９番８号
債務者　佐藤　美香（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第８９号
北海道苫小牧市美園町３丁目18番25―304号
債務者　野呂田峰成
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９２号
北海道苫小牧市日の出町１丁目４番２号　小笠原アパート102
債務者　落合　光視
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４２号
福島県南会津郡南会津町田島字元八幡甲327番地２、住民票上の住所福島県南会津郡南会津町丹藤字松下６番地１
債務者　渡部知加子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
新潟市西区鳥原2882　レオパレスフローラ204号室、住民票上の住所兵庫県三田市横山町６番22―410号
債務者　小野　貴志
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１３号
新潟県五泉市小面谷738番地の２、前住所新潟県五泉市村松甲1944番地２
債務者　大鷹　忠一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２４号
愛知県小牧市中央３丁目51番地　フォーブル稲垣105号
債務者　片山　トヨ
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０２号
名古屋市北区川中町13番23号　シティハイムいずみ103号、住民票上の住所名古屋市西区香呑町５丁目83番地
債務者　前川カツイ
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８７号
名古屋市東区豊前町３丁目32番地　豊前住宅611号
債務者　北尾　誠士
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部